

平成27年3月26日

於 教育委員会室

平成27年3月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成27年3月大和市教育委員会定例会

○平成27年3月26日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	鈴木勝雄
2番	委員	石川創一
3番	教育長	柿本隆夫
4番	委員	篠田優里
5番	委員	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	坂本滝男	こども部長	小山郁夫
文化スポーツ部長	金子正美	教育総務課長	齋藤園子
学校教育課長	犬塚克徳	保健給食課長	齋藤喜久夫
指導室長	久津間仁	教育研究所長	深谷美紀
青少年相談室長	沼尻港	こども・青少年課長	村澤正弘
文化振興課長	秋山伸一	生涯学習センター館長	山崎浩
図書館長	桜井真澄		

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛田幸人	教育総務課 政策調整 担当主査	瀬古直之
-----------------------	------	-----------------------	------

○日程

- 1 開 会
 - 2 会議時間の決定
 - 3 前会会議録の承認
 - 4 会議録署名委員の決定
 - 5 教育長の報告
 - 6 議 事
- | | |
|---------------|--|
| 日程第 1（議案第11号） | 大和市いじめ問題対策調査会規則について |
| 日程第 2（議案第12号） | 大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 3（議案第13号） | 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 4（議案第14号） | 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について |

日程第 5 (議案第 15 号)	大和市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について
日程第 6 (議案第 16 号)	大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
日程第 7 (議案第 17 号)	大和市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
日程第 8 (議案第 18 号)	大和市教育委員会委員長およびその職務代理者の選任規則を廃止する規則について
日程第 9 (議案第 19 号)	大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について
日程第 10 (議案第 20 号)	大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
日程第 11 (議案第 21 号)	大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
日程第 12 (報告第 3 号)	平成 26 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について
日程第 13 (報告第 4 号)	大和市教育委員会職員の人事異動について
7 その他	
8 閉 会	

開会 午前9時00分

- 青 蔭 委員長 ただいまから、教育委員会3月定例会を開会いたします。
会議時間は、正午までといたします。
前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。
今会の会議録署名委員は、1番鈴木委員、2番石川委員、それぞれよろしく願います。
続きまして、教育長からの報告を求めます。
- 柿 本 教育長 前月定例会以降の報告をさせていただきます。
2月5日、6日、9日の三日間で本年度最後の学校訪問を行いました。
渋谷小学校をはじめ、9校の小学校を訪問したわけですが、充実した学校訪問であったと思います。各学校が子どもたちや地域の実態に沿った課題を設定し、学力向上や、いじめ・不登校の撲滅に向けて努力している姿がよく分かりました。もちろんどちらの学校も、まだ多くの課題を背負っていますが、各校一丸となってこれからも取り組んでいってほしいと思います。
- また、「教育委員会運営の見直し」の一つとして、委員が学校現場の声を直接聞くため、秋以降の学校訪問では、なるべく多くの時間を割いて学校からの要望や意見を吸い上げるようにしてまいりました。今回も多くの要望や意見を聞くことができ、とても有意義でした。
- どの学校でも共通して取り上げられたものを整理すると、3点ほどございました。一つ目は、多様な子どもたちのニーズに応えようとすると、教職員の人手が足りない。特に感情の起伏が激しく、教室から出ていってしまう子どもへの対応など、個々の対応が必要とされるケースには十分応えられないのが現状である。二つ目、保護者との連絡、連携がうまく取れない家庭が増えてきている。三つ目、家庭学習習慣の確立に苦勞している実態がある。
- なかなかすぐには解決できない事柄ばかりですが、こうした現状を踏まえて、教育委員会としても現場への協力を検討してまいりたいと思います。ぜひこの後、教育委員の皆さんにも学校訪問の感想などを聞かせてい

ただき、来年度以降の学校訪問に生かしてまいりたいと思います。

少年消防団の訓練発表会が2月15日に行われました。本年度は市内小学校から104名の子どもたちが入団し、1年間活動や訓練を行ってまいりました。防火、防災、消火、救助など、大人顔負けの本格的な訓練を経て、訓練発表会では地震発生時を想定して模擬救助活動を展開してくれました。三角巾やAEDの使い方等、必要な技術をしっかりと習得している姿が印象的でした。

関係者の方からは、1年間の子どもたちの成長が語られました。防火、防災に年齢は関係ありません。これからも少年消防団としてますます高い意識を持っていてほしいと思いました。また、今年度は大和市の全小学校から参加があったということをお聞きして、うれしくも思いました。

3月14日には少年消防団の卒団式があり、そちらにも参加させていただきました。

2月21日土曜日には、第1回の自治会交流フェスタが生涯学習センターで開催されました。当日はよく晴れて、駐車場には子どもたちを乗せて走るミニ機関車や自治会の模擬店が出され、さながら遊園地のような感じでした。ホールでは講演会や自治会の取り組み発表などがあり、自治会活動の啓発に向けて密度の濃い催しでした。

自治会の加入率が7割を切ったと聞き、学校現場でも地域づくりの大切さをこれからも伝えていく必要があると感じました。特に防災の視点や高齢社会を迎えての共助の精神などが大切になっていくと考えられます。

翌2月22日には、勤労福祉会館において教育委員会表彰を執り行いました。教育委員会表彰規程に沿って、個人36名と2団体が表彰を受けられました。受賞された皆様の功績と功勞に対し、感謝と敬意を表したいと思います。

3月7日土曜日の教育旅行プレゼンテーションに参加し、本市と交流のある岩手県陸前高田市が、復興へ向けてさまざまな困難を現在も抱えながらも、一步一步力強く前へ進んでいることを感じました。また、翌8日日曜日には、陸前高田市の震災犠牲者追悼式とハートタウンミーティングにも出席させていただきました。教育委員の皆様もご存じのように、昨年8

月にはこども体験事業として、大和市から30名の小・中学生が陸前高田市を訪れ、さまざまな体験をしてまいりました。今回の教育旅行プレゼンテーションのプログラムも、今後こうした事業に生かしていけたらと思っております。

3月13日には中学校、20日には小学校で、それぞれ卒業式が行われ、教育委員の皆様にもご参加いただきました。どの卒業式も立派に執り行われたと聞いております。

3月23日には小中校長会を開き、学校教職員及び管理職の人事異動を伝えました。教職員人事、管理職人事いずれにおいても、全市的な視野に立ち、職員のバランスを考慮するなどの留意点に沿って行いました。女性管理職の登用や、職員の年齢構成のバランスを図ることなどは、今後も継続して配慮すべき課題だと認識しております。

2月20日金曜日、川崎で起きた中学1年生男子が殺害された事件は本当に痛ましく、二度とこのようなことがあってはならないと考えております。同事件の報道以降、大和市教育委員会事務局の対応につきまして簡単に報告させていただきます。

2月24日火曜日には、各小中学校の校長に直接、メールで指示を出しております。内容としては、以下の4点を確認するよう指示しました。1点目が、急に欠席が続く状況にある児童生徒の原因などの把握です。2点目が、不登校状況が続いている児童生徒及びその保護者に対する、電話連絡、家庭訪問などの継続的対応です。なお、青少年相談室では欠席1日で電話、2日で手紙、3日で家庭訪問という対応を指導してきておりますので、この基準に沿っての対応を確認したものです。3点目が、不審なけが、傷などがある状態で登校した児童生徒についての確認及び対応です。4点目が、他校や年上も含めた交友関係で不審点のある児童生徒の状況把握及び対応でございます。

次に、2月27日金曜日の中学校校長会、3月4日水曜日の小学校校長会には、指導室及び青少年相談室職員が直接出向き、再度各学校での継続的な対応をお願いするとともに、対応結果の報告を受けました。このように犯行の全貌が不明な中でも早急な対応を図ってまいりました。

この事件の報道を受けて、子どもから直接青少年相談室に、いじめ相談の電話が3件ありました。1件は学校も分かったことから、学校現場と連携をし、解決を見ることができました。残りの2件につきましては、継続案件としております。

こうした子どもたちからの反応もあり、青少年相談室では相談窓口の電話番号一覧を作成し、全小中学校の子どもたちに配布をし、相談の呼びかけを行いました。また現在、メールでも相談できるように準備をしているところでございます。

続きまして、市議会第1回定例会の報告をさせていただきます。

教育に関するご質問は、10人の議員からございました。

赤嶺議員からは3点のお尋ねがございました。特別支援学級の児童生徒の通常級での交流に関して、保護者の理解が足りない様子があるが、どのように対応しているのか、いじめ防止基本方針の重大事態の認定はどのように行われているのか、市内各小中学校に防災担当の教職員を任命、配置してはどうか、の3点です。

1点目につきましては、特別支援学級と通常の学級が交流することは日常的な姿になっております。また、実施に当たっては、広く保護者から理解が得られるよう年度当初の通常の学級での保護者懇談会等で目的や意味を周知しているが、さまざまな意見もあることから、今後も一層の正しい理解と協力が得られるよう努力していることをお答えいたしました。

2点目につきましては、いじめ防止対策推進法に基づき認定するほか、児童生徒や保護者からの重大事態であるという申し出があった場合には、重大事態とみなし関わっていくことをお答えいたしました。

3点目につきましては、現在、各学校では多くの教職員が校務の分担の中で安全担当を経験し、防災に関する自らの意識や対応力、指導力を高めることで防災体制の強化に努めております。また、日ごろから地域との連携を強化しており、災害発生時にも対応できるよう体制づくりに努めていることをお答えいたしました。

井上議員からは、公教育の政治的中立性を保つための取り組みと、学校行事と部活動について、2点の質問がございました。

1点目の政治的中立性につきましては、誤解を招く発言や授業を行うことがないように、校長会を通じて繰り返し指導を行っており、最近では2月に周知を図ったことや、今後も継続して指導していくことをお答えいたしました。

2点目の学校行事と部活動に関しましては、大和市内の校長会において平成24年9月に市として学校行事を優先する旨を確認しております。中体連の各競技の専門部もそのことを承知しており、保護者や関係者へも今後は丁寧な周知をしていくことをお答えいたしました。

宮応議員からは、大きく4点のご質問がありました。1点目、4月から始まる3学期制について、現場での準備状況、教育委員会から現場への配慮、2学期制検証委員会の教職員アンケートの結果がどのように生かされたか、2点目、教師の多忙化に関して実態をどのように捉えているのか、解消のための人の配置について、3点目、少人数学級の拡大と少人数指導体制の充実について、4点目、スクールソーシャルワーカーによる小中学校への支援についてです。

1点目につきましては、教職員のアンケートなども踏まえて定めた新しい3学期制の理念に沿って、各学校では主体的に学校生活を送り、学習に取り組む子どもの育成に向けて指導計画や評価計画を見直しております。事務量の増加が予想されることから、教育委員会として、コンピュータを教員に一人1台導入するなどの配慮を行ったこと等をお答えいたしました。

2点目の教員の多忙化に関するご質問につきまして、事務量の増加や教育に対する社会的要求や保護者の要求レベルが高くなっていることがその原因と考えられ、放課後に事務処理が集中することから勤務時間が長くなっております。教育委員会としては、業務の効率化のために校務支援システムを導入する予定であるが、今後も教職員定数の改善などを国に働きかけていくことをお答えいたしました。

3点目、少人数学級につきましては、平成23年に小学1年生で35人学級が法制化されましたが、財政等の理由から計画どおりに進んでいない現状がございます。少人数学級の実現は、子どもたちの学習面からも有効

であり、教育委員会としては県費による加配教員や市費での非常勤講師を配置しているが、さらなる充実を目指して県教育委員会にも要望していくことなどをお答えいたしました。

4点目、「教育委員会運営の見直し」の中で、スクールソーシャルワーカーの運用も改善を図り、現在は学校からの依頼も増え、学校現場との適切な関係が構築されており、今後も貧困を背景とするケースなどさまざまな問題に関する活躍が期待されることをお答えいたしました。

町田議員からは、国際教室の配置基準と、虹の架け橋教室の今後についてのご質問でした。

国際教室の開設基準は、日本語指導を必要とする外国籍児童生徒5人以上で一人の教員が配置されるが、日本国籍で日本語指導を必要とする子どもはこの対象に入らないことから、対象を広げるよう要望をしていることをお答えいたしました。

2点目、虹の架け橋教室は、文科省の補助でNPO団体が主催していたもので、日本語の支援を必要とする子どもが公立小中学校に転入する際、学校外で事前に日本語指導をする活動であり、補助金がなくなることに伴い終了するものです。教育委員会としては、学校内での支援を充実させるために、日本語指導員や外国人児童生徒教育相談員の派遣回数を増やしたことをお答えいたしました。

小倉議員からは5点にわたってのご質問でした。

1点目は3学期制の移行で期待することは、とのご質問でした。

新しい3学期制では、子どもと向き合う時間を大切にすること、教員が子どもや保護者に対して学校での生活面、学習面の様子を分かりやすく伝えること、子どもが主体的に長期休業を有効活用できるようにすることを理念の中心に据えていることをお答えいたしました。

2点目、北大和小の現状と今後、学区については、北大和小の過大規模の解消を目指して協議会を4回開催し、プレハブ校舎を増築することに決定したことや、公所に建設中であったマンションについては中央林間小学校校区、県道座間大和線沿いのマンションを北大和小学校区としたことなどをお答えいたしました。

3点目、特別支援学級の児童生徒の人数の推移と、特別支援学級及び通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒への対応策についてですが、市内公立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は445人で、5年前の1.4倍となっております。特別支援学級には支援策として特別支援教育ヘルパーを、通常の学級に在籍する児童生徒への支援策としては特別支援教育スクールアシスタントを配置しており、加えて特別支援教育巡回相談チームを派遣していることをお答えいたしました。

4点目は学校給食への異物混入防止対策と給食施設の老朽化対策についてでした。異物混入防止のための点検マニュアルに沿って調理機器の使用前、使用後の点検や確認を確実に実施し、調理従事者への注意喚起や研修を今後も継続していく旨や、施設の老朽化については、今後は建て替えも視野に入れた検討が必要になっていくことなどをお答えいたしました。

5点目は通学路の安全対策に関して、通学路点検における改善要望件数とその内容についてでした。平成25年度の通学路点検では230件の改善要望を受け付けており、速やかに所管の関係機関や部署と連携して対応を図っておりますが、国や県が所管する要望につきましては、対応に時間を要するものもある旨の答弁をいたしました。

三枝議員からは大きく8点の質問がございました。他の議員との重複を避け、ここでは3点について報告させていただきます。

1点目は、市教育委員会の改革の必要性についてと教育長の決意についてのご質問です。現在、教育委員会は「教育委員会運営の見直し」に基づく取り組みを順次進めており、既に学校訪問の見直しを行っているほか、「教育委員への手紙」の運用を開始いたしました。今後は総合教育会議など新たな教育委員会制度の仕組みも始まることから、市長との連携をさらに深め、大和市の教育の発展に努めていくとお答えいたしました。

2点目は、小学校の英語教育をどのように進めていくのかというご質問でした。文部科学省は、小学校中学年は週1から2時間程度の活動型の学習を、高学年は週3時間程度の教科型の学習を平成32年度に完全実施するとしております。本市においても英語教育を重視し、既に全小学校にALTを派遣し、1年生から外国語活動に取り組んでおり、平成27年度に

は中学年での授業時数を年間15時間に増やす計画であることなど、今後も英語教育の拡充に向けて取り組んでいくとお答えいたしました。

3点目は、就学援助事業と貧困格差対策に関するご質問です。本市の就学援助事業は、生活保護基準の1.5倍までを準用保護世帯の対象とし、県内でも高い基準となっております。併せて高等学校進学に対する給付型の奨学金制度も実施しており、家庭の経済的負担の軽減を図っていることをお答えいたしました。

古谷田議員からは、3点ご質問がございました。

1点目、部活動活性化の趣旨から、市体育協会やスポーツ団体とのかかわりと、部活動を理由とする学区外通学についてです。体育協会や各競技団体と中学校体育連盟は、連携して中学生の指導や大会の開催、運営を行っております。また、部活動を理由とした学区外通学につきましては、検討を重ね、平成21年に認めない結論に至っている旨をお答えいたしました。

2点目、不登校の子どもが通える居場所づくりについてです。教育委員会では、教育支援教室まほろばを開設し、不登校の子どもたちの居場所や学習の場としておりますが、通室をハードルが高いと感じる子どもたちもおり、より安心して立ち寄れる居場所づくりを今後検討していくことをお答えいたしました。

3点目は、いじめに負けない教育と引きこもりへの働きかけについてでした。学校では、いじめ防止に向けた指導だけでなく、道徳や学校行事、部活動などを通して粘り強く取り組む気持ちや自己肯定感を育む教育活動に取り組んでおります。また、青少年相談室では、おおむね30歳までを対象として相談に応じており、その中で引きこもりに関する相談も受け付けております。今年度は5件のケースがあり、改善に向かっているものもあることをお答えしました。

山本議員からは、1点目、世界平和に対する自衛隊の貢献について、教育現場等を通じ市民にしっかりと伝えるべきではないか、2点目、学校での新聞の活用について、3点目、情報教育についてのご質問がございました。

1点目につきましては、教育基本法には国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことは、教育目標の一つとして明記されており、この目標の達成に向け引き続き各学校を指導、支援していくことをお答えいたしました。

2点目、新聞を活用した学習では、課題解決に向けた資料の一つとして学習を広げたり深めたりすることが期待されます。このことから、教材としての新聞は情報センターとしての役割を持つ学校図書館に置くことが望ましく、平成27年度からは、小学校には小学生新聞1紙、中学校には中学生新聞2紙を各学校で購読できるようにする予定であることをお答えいたしました。

3点目、情報教育に関しては、大和市情報教育計画を毎年見直しながら推進しており、プログラミングの学習についても技術家庭科の技術分野の中で、コンピュータ教室に整備してあるプログラミング学習用ソフト等を活用して学習を進めていることをお答えしました。

中村一夫議員からは、1点目、放課後寺子屋やまと事業について、全校実施に向けての対応や放課後児童クラブに通う子どもたちの参加、中学生の学力向上の質問がございました。

現在、パイロット校6校で4年生以上を対象として放課後寺子屋やまとを開催しておりますが、課題として、参加児童の固定化や低学年児童からも参加の希望があることが挙げられております。また、放課後児童クラブに通う子どもたちの参加も今後の課題の一つと捉え、よりよい放課後のあり方について関係課と検討しております。多くの成果がこの1年でも見られ、来年からは全校で開催するとともに、今年度のパイロット校では全学年へと対象を拡大することに、期待を寄せているとお答えいたしました。

また、中学生の学力向上につきましては、各中学校で長期休業中の学習会や定期テスト前の補習の取り組み、家庭学習ノートの活用などに取り組んでおります。今後は学校ごとに「学校学力向上プラン」を作成して取り組む予定であることなどをお答えいたしました。

2点目、3学期制の導入について、新しい3学期制はどのようなものかということと、混乱がないようにどのような配慮をしているかのご質問

でした。

こちらについては、休業日を削減し、授業を行う日を増やしたことにより子どもと向き合う時間を確保しております。休業前に通知表や面談などを利用し、教員が子どもや保護者に対して学習などの成果や課題を分かりやすく伝えていくことなどが、新しい三学期制の姿であるとお答えしました。また、その導入に当たって保護者にお知らせ文書を配布して周知を図ったほか、市の広報紙などを通して情報提供をしてまいりました。学校にもその都度説明を行い、学校現場での準備を促してきたことなどもお答えいたしました。

二見議員からは、通学費補助金の支給方法についてのご質問がございました。これは、文ヶ岡小学校区から光丘中学校へ就学する生徒の通学費助成を通学用定期乗車券の購入額を補助する形で、平成27年度より実施することに伴ってのご質問です。

申請の時期は毎年10月を予定しており、補助金の額は相模大塚駅から大和駅までの通学用定期乗車券6ヶ月分を2回購入した額を上限として、申請者の指定口座へ振り込みにより支給することをお答えいたしました。

以上が議会の報告でございます。

最後に次回定例会までの予定を申します。

4月5日には年度当初の小中校長会を予定しております。大和市特別支援教育研究会総会が4月10日に、中学校教育研究会総会が4月17日に開催されます。また、4月16日には子ども会連絡協議会の総会が、18日には青少年指導員連絡協議会の総会が開催されます。4月22日には神奈川県都市教育長協議会が厚木で開催されます。

以上でございます。

- 青 蔭 委員長 ただいま教育長からの報告が終わりました。質疑等がございましたら、よろしく願いいたします。
- 鈴 木 委 員 2点お話ししたいと思います。
一つは教育委員の学校訪問ですけれども、各学校で課題や要望をお聞きしました。いろいろ学校によって、要望や課題が違うという感想でございます。

もう一点は、中学校と小学校の卒業式に行ってみましたが、それぞれ非常に感動する卒業式でございました。特に小学校では、自分の言いたいことや、なりたいものについて一人一人話をする機会がありました。また、中学校は厳かな卒業式だったと思っております。

○石川 委員 学校訪問については、各学校とてもよく頑張っており、それぞれ努力されていると思います。前回からですが、学校訪問の方法を少し変えて、学校からの要望を私どもに話していただくことにし、自由に話してほしいとお願いしましたが、学校でも遠慮されている部分が多少あったと感じています。来年度に向けて少しずつ変わってくるのではないかと思います。

また、課題に対して、学校自身でどう分析し、それを捉えるかということ、そのうえで目標をはっきり定めることが、今後の全体的な課題であると感じました。

卒業式に関しては、私も非常に感動しました。中学校では、子どもたちが本当に一生懸命歌等に取り組んだり、自分の言葉で先生方に感謝の意を伝えたりしており、とても感動しました。

また、小学校においても、厳かでとても良い卒業式に参列させていただき、ありがとうございました。

○篠田 委員 中学校、小学校の卒業式に参加して、どちらも厳粛でとても素晴らしい卒業式でした。特に印象に残ったのは中学校の方で、卒業生の中に支援を必要とする生徒がいました。その生徒は過度の緊張のあまり、声を出してしまう生徒だったのですが、その生徒もほかの卒業生と同じように卒業証書を立派に受け取り、その後、最後にお世話になった先生方への花束贈呈をするメンバーにも含まれていました。

その中で、先生が補助をするのではなく、生徒が見守るという形でフォローしていたのがとても素晴らしいと思いました。卒業証書授与のときも、前に授与された生徒がステージの下で待っていて、彼が下りてくるまで見守っています。そして、花束贈呈のときにも隣に付いている、何か手を出すわけではないけれども、見守っているという姿から、生徒同士の信頼関係がしっかりと築かれていることが伝わり、とても温かいものを感じた卒業式でありました。

もう一点、3月10日、教育長、委員長と一緒に中央林間小学校6年生の平和をテーマとした学習発表会を参観しました。1年間平和について学んできた児童たちの発表ということで、かつての戦争の話題から、現在起きている「イスラム国」の話や、身近においてはいじめの問題について、堂々と思いを述べ、劇をする姿は児童たちがとても大人に見えた瞬間でした。

この日は地域の方々を中心に招いて設定された参観ということで、普段お世話になっている方々との触れ合いの場を設けるという学校の取り組みもとても素晴らしいと感じました。地域の方々と一緒に、感動させていただきましたので、ご報告させていただきます。

○鈴木 市のホームページのトップページに、今週から教育委員会のバナーが表示されましたので、ぜひ市民の皆さんに活用していただきたいです。さらに、そこから先の教育委員会のご案内というページをもう少し分かりやすくすると良いと思います。

また、教育委員への手紙は、現在毎週のように来ておりますので、こちらにも注目していただきたいと思います。いずれは教育委員からの情報発信についても考えていけたらと思っております。

以上でございます。

○青 蔭 このようなご意見が出ましたので、また検討していきたいと思
委員長 ほかにごございませんでしょうか。

ほかにないようでございますので、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。

◎議 事

○青 蔭 それでは、議事に入ります。

委員長 日程第1（議案第11号）「大和市いじめ問題対策調査会規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。久津間指導室長。

○久津間 規則のご説明の前に、新しくできた組織等をご説明いたします。

指導室長 はじめに、「いじめ問題対策連絡協議会」についてです。構成員は小学校の児童支援中核教諭、中学校生徒指導担当、児童相談所、警察、教育委員会などで、いじめに関する関係機関の連絡調整や情報共有などを行います。

次に、「いじめ問題対策調査会」は、市の基本方針に基づくいじめ防止対策のあり方や、実効性を高めるための調査研究を行います。構成員は9名です。このうち弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者については、専門委員としていじめの重大事態の事実関係を明確にするための調査を行います。

さらに、重大事態の再調査が必要と市長が認めた場合に再調査を行うのが、市長部局に置かれる「いじめ問題再調査会」です。以上のような新たな組織が設置されることとなります。

では、いじめ問題対策調査会規則について説明させていただきます。

いじめ問題対策調査会は、先ほど説明しましたように、いじめ防止対策のあり方などの調査研究、及び学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うため、教育委員会の附属機関として設置するものです。

第2条には委員構成が示されています。委員は、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者、県教育委員会の職員、児童生徒の保護者、小中学校の校長の、9名で構成されます。

第3条は委員の任期で、2年となっております。

第4条から7条では調査会の運営について示しており、会長の選出方法や会議の運営方法などが定めてあります。また、委員は自己及び配偶者もしくは3親等以内の親族の一身上に関する事案の審議には参加できないことも含まれております。

第8条では、専門委員会について示しています。専門委員会は先ほど説明したように、学校における重大事態に係る審議をすることを目的に、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者で構成します。専門委員会には委員長を設け、事務を総理していただくことにしたいと思います。また、調査会は専門委員会の決議をもって調査会の決議とすることができる旨、また、その場合、専門委員会はその決議について調査会に報告しなければな

らないことを示しています。また、専門委員会の会議は原則非公開とすることとします。

第9条以下には、守秘義務や庶務について示してあります。

施行日は平成27年4月1日としております。

以上、説明を終わります。

○青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

○鈴 木 委 員 1点確認ですが、重大事態の再調査とは、調査研究及び重大事態の調査をするいじめ問題対策調査会の委員とは、全く異なる人が行うという認識でよろしいのでしょうか。

○久津間 指導室長 先ほど説明しましたように、いじめ問題再調査会のほうは市長部局に置かれる組織です。よって、職種が同じであっても、全く別の方が審議するという形になります。

○石 川 委 員 いじめ防止基本方針に伴ういじめ防止の体制について、名前が同じような会議がいくつかあって、最初は非常に分かりにくかったのですが、説明図で整理することで、とても分かりやすくなったと思います。規則自体は、文章のみですから、その中ではせつかくの図について触れられていません。説明図は、どのような扱いになるのでしょうか。

○久津間 指導視聴 図については、いじめ防止基本方針に示されている組織を表したものです。いじめ防止基本方針に文章で示されていた組織を、図示したものになります。

○石 川 委 員 規則のようなものにも、このような図が入っていた方が良いと思います。法律用語や規則など、いろいろあると思いますが、一般の人にも分かりやすいものでなければいけないと思います。そういう意味で、ぜひどこかにこのようなものを入れてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○久津間 指導室長 その点については、検討させていただきたいと思います。

○石 川 委 員 よろしくお願います。

○篠 田 いじめ問題対策連絡協議会というのは、年に何回開催され、どのような

委員 活動をするのでしょうか。また、いじめ問題対策調査会との連携という点で、二つの組織でどのように情報共有されるのか、同時に協議が行われることもあるのか、伺います。

○久津間 指導室長 まず、いじめ問題対策連絡協議会のメンバーですが、小学校からは児童支援中核教諭、中学校からは生徒指導担当教諭を、各校で選出しますので28名です。そのほかに、教育委員会及び事務局の担当者、児童相談所、警察、神奈川県警少年相談保護センターの方などが出席し、40名近くで協議をしていくことになると思います。

そこでは、各学校でのいじめの状況や市内全体の状況、また校種間の連携などを話し合います。そこで出された意見や情報については、教育委員会事務局が、いじめ問題対策調査会に報告します。

いじめ問題対策連絡協議会もいじめ問題対策調査会も年2回ほど行うことを予定しております。

○篠田 委員 市の全体的な体制として、恐らくこの三つの機関の他、各学校にいじめ防止を対策する組織があると思います。大きく分けると、二つの附属機関は重大事案が起こったときに対応する組織であり、防止の観点としては、学校の組織と連絡協議会との連携がとても重要になってくるように思います。

今回の川崎の事件についても、連絡協議会は行われていた、しかしその案件が上がっていたにもかかわらず、そこに深く入り込むことができなかったという問題が上がっております。何かしらの不安要因が上がったときに、深く入り込んで追及し、しっかり子どもたちを守っていくことが大事だと感じております。それぞれの機関がしっかり連携して迅速に対応できるよう、機能させていってほしいと思います。

○柿本 教育長 説明図の中で、いじめ問題対策連絡協議会と、いじめ問題再調査会については、役割が明記されていますが、いじめ問題対策調査会のところには役割が言葉で示されていません。できたら役割という言葉を使いながら、同じように整理するとよろしいかと思いました。意見です。

○久津間 指導室長 分かりました。

○石川 委員 いじめ問題対策協議会は、40名近いということですが、似たようなメンバーの組織が既に存在すると思います。法である程度決められている部分もあろうものの、出席者が似通った会議が複数あるのは、あまりよろしくないかと思うのですが、その点はどのように考えますか。

○久津間 指導室長 ご指摘のように、これまでは児童生徒指導担当者会というものがありました。メンバーが重複する部分があるため、今回の体制づくりに伴い、その担当者会をなくし、こちらのいじめ問題対策連絡協議会にその役割を移しています。一点異なるのは、これまでの会には、小学校からは児童指導担当という比較的狭い分野を見ていた担当者が出席しておりました。これからは、新たに全校に置くことになった児童支援中核教諭が出席しますので、良い方向に変わってくるのではないかと思います。

○青 蔭 委員長 よろしいですか。

ほかにご質問はありませんでしょうか。

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 委員長 異議なしということでございますので、議案第11号は可決いたしました。

続きまして、日程第2(議案第12号)「大和市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。齋藤教育総務課長。

○齋藤 教育総務 課長 改正理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

まず、第1条でございます。これは、法律の改正により引用している条が条ずれを起こしたものでございます。

次に、第2条第2項、第3条、第4条第3項、こちらは委員長を教育長に改める、となっております。新制度で委員長職が廃止され、教育長が会議の招集、進行、会議録の作成等の会議に係る事務を司ることになったことによる改正でございます。

続いて第4条第4項でございます。これは1項を新たに追加する改正となっております。法律で委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付すべき事項を示して会議の招集を請求されたときは、遅滞なくこれを招集しなければならないと新たに規定されました。この場合の遅滞のない招集というものは、次の定例会を待つのではなく臨時会をそのときに開催するということを明確化するために設けた規定でございます。

次に、第5条でございます。委員長と委員長職務代理者がいずれも欠けてしまった場合の会議の主宰者について定めてあったものですが、委員長職の廃止によりこの条を削除するという改正になります。現在の第5条以下は1条ずつ繰り上がることになります。

第6条から第37条までが、全て委員長を教育長に改めるものでございます。

第38条の改正は、会議録の作成という条文でございます。法律で新たに、教育長に会議録作成の努力義務が課せられたため、現行規則の文言を整理し、教育長が事務局職員の中から指名した者に会議録を作成させるものとするとしております。

第39条は、出席委員及び委員という文言を出席者と改める内容です。こちらも、法律の中で言葉の整理が行われたために改正するものでございます。

次に、条文が繰り上がったことによって、空いたところに新たに追加する改正で、第39条に会議録の公表という条文を入れております。これは、第38条の改正と同様に、新たに議事録の公表に関して努力義務規定が設けられたのですが、本規則では義務として位置づけるものでございます。

最後に附則でございます。第1項で施行日を平成27年4月1日といたしまして、第2項で現教育長の任期中は改正前の規定が効力を有するという経過措置として規定したものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

○鈴木 委員 会議録の作成の第37条では、現行規則にある「教育長の推薦する者を指名してこれを作成される」の「推薦する」のがなくなったのは何か意味があるのでしょうか。また、会議録の公表に関しては、一般の閲覧に供するとともに、インターネット等により公表するとありますが、もう少し詳しく教えてください。

○齋藤 教育総務課長 新しい第37条の改正ですが、これはより適切な言葉を使用して条文を整理したものでございます。教育長が「推薦する」ということではなく「指名する」といたしました。第39条ですが、方法なども含めて新たに会議録の公表について義務づけたものです。作成だけではなく公表までもしなければならないという規定を設ける、という点の追加でございます。

○石川 委員 会議録の件で、実際には大和市の教育委員会では会議録を作成し、既に公表しています。これを文言として整理したと判断してよろしいですか。

○齋藤 教育総務課長 おっしゃるとおりでございます。法律の趣旨を受けまして、既に公表はしておりますけれども、例規の中にそれを位置づけて、これから継続的にやっていくということを明確にするものでございます。

○鈴木 委員 そういう面では、大和市はインターネットでタイムリーに会議や会議録の情報を公開しており、先進的なことをやっているのも、非常に良いことだと思います。

○青蔭 委員長 よろしいでしょうか。

ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第12号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青蔭 委員長 異議なしということでございますので、議案第12号は可決いたしました。

続きまして、日程第3(議案第13号)「大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題いたします。

細部説明を求めます。齋藤教育総務課長。

○齋藤 委員 こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い

教育総務 改正するとともに、昨年度決定をいたしました「教育委員会運営の見直し」の一環で、教育委員会内の情報共有を進めるための改正などを行うものです。

まず、第1条ですが、これは法律の条文改正に伴うものでございます。

次に、第2条でございます。この条は教育委員会の会議に付議しなければいけない事項を定めております。第7号は、今までは「教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと」でしたが、今回規則のほかに訓令と要綱を追加して付議するとしております。訓令というのは、主に職員に対してのルールを定めるもので、要綱というのは、市民に影響があるもので事務運営などのルールを定めているものでございます。それらの制定、改廃の可否は会議に付議するということで、委員会内でさらに情報共有を進めていくという姿勢を定かにするものでございます。

次に、第3条でございます。第4号で、これまで訓令は専決処分となっていたため、これを削除して、今の第2条に入れるものでございます。

次に、第4条第2項で新たに加える改正でございますが、この部分は教育委員会が教育長に委任をした事務のうち、委員会に報告をしなければならない事項として規定するものでございます。

第1号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で新たに規定されました大綱において、教育委員会が重点的に講ずると定められた施策の推進に関する事項、第2号は児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するために行った事項、第3号は委員会の会議において特に報告を求められた事務、第4号は前3号に定めるもののほか、教育長が重要であり報告をする必要があると認めるもの、ということでございます。これを新たに規定するという内容になっております。

次に、第6条は、教育長職務代理者による事務処理の特例という条文でございます。新制度では、教育長の職務代理者は教育長が指名をする委員が行うこととなっております。常勤の教育長の代理を非常勤の代理者が行うのは、実際的にはなかなか困難であることも予想されます。そのため、あらかじめ規則の中で、事務処理を事務局職員に専決させることができる

ということを決めておくものでございます。これにより、滞りなく事務処理を行うということでございます。

その専決をする場合の順位としては、1番目に教育部長、2番目に教育総務課長をもって行うことを、第2項で定めております。

次に、第7条も新規で、委任という条文でございます。この規則の運用に必要な事務的な事項などは、委員会が別に定めるという文言になっています。

附則は、施行日を平成27年4月1日と定め、第2項では現教育長の任期中は、改正前の規定が効力を有するという経過措置として規定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○青 蔭 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。
委員長

○鈴 木 第6条、教育長職務代理者による事務処理の特例についてですが、第1
委 員 項の中で事務処理を事務局職員に専決させることができますとあります。

「できる」というのは、教育長職務代理者が決裁するが、事務局職員に専決させることもできるということなのか、その意味をもう少し詳しく教えてください。

○齋 藤 教育長の指名する職務代理者が、実際は事務局に毎日来て、事務決裁を
教育総務 するのが困難であると判断したときは、一定の事務につきましては、事務局
課 長 局の職員に専決させることを決められるという内容でございます。

○鈴 木 ということは、可能ならば職務代理者が自分で行うわけですね。その場
委 員 合は、すべて自分で行うか、何もしないか、どちらかになるのでしょうか。それとも一部は自分で行い、一部は事務局職員に専決させるといったことができるのかを教えてください。

○齋 藤 職務代理者が職員に専決させるかどうかを決められる内容については、
教育総務 この規則による第3条から第5条までの規定による事務でございます。
課 長

○石 川 鈴木委員がおっしゃったことは、ある事務については職務代理者が専決
委 員 し、別の事務は事務局職員にさせるということが出来るのか、という意味

だと思っておりますが、いかがですか。

○齋藤 条文上は「専決させることができる」となっておりますので、ある事務
教育総務 については職務代理者が決裁をする、それ以外のところは事務局職員に専
課長 決させる、という区分けは、第3条から第5条に定められた事項の中で、
職務代理者が決められると考えられます。

○青蔭 職務代理者が決められるわけですね。職務代理者は常勤ではありません
委員長 ので、そのときには代わって教育部長か教育総務課長に専決させることが
できるということですね。石川委員、よろしいでしょうか。

○石川 やはり「専決させるものとする」ではなく、「専決させることができ
委員 る」という規定にしたことは良かったと思います。

○柿本 第4条の教育長の報告義務について、これは非常に大事なことで、その
教育長 時期もなるべく早くということが基本だと思います。第3項に、「報告の
時期については別に定める」とありますが、どのように定めるのか確認さ
せてください。

○齋藤 本日の会議日程の中でこの後、「大和市教育委員会の会議における報告
教育総務 事項に関する申合せ」をしていただき、その申合せ事項の中で、報告をす
課長 る内容と時期を定めていきたいと考えております。

○柿本 結構でございます。

教育長

○青蔭 ほかにございますか。

委員長 ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第13号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青蔭 異議なしと認めますので、議案第13号は可決いたしました。

委員長 続きまして、日程第4(議案第14号)「大和市教育委員会の職員の職
の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたしま
す。

細部説明を求めます。齋藤教育総務課長。

○齋藤 こちらも改正理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

教育総務 に伴うものとなっております。

課 長 まず、第1条の改正でございますが、法律の条ずれによるものでございます。

第4条は、教育長職務代理者の定め方が法律改正により変更されたため、この条を削ります。そして、その後の条を順次繰り上げるものです。

最後に附則でございますが、第1項で施行日を平成27年4月1日と定め、第2項では、現教育長の任期中は改正前の規定が効力を有するという経過措置として定めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○青 蔭 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ありましたらよろしく
委員長 お願いいたします。

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第14号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということですので、議案第14号は可決いたしました。

委員長 続きます。日程第5(議案第15号)、日程第6(議案第16号)、
日程第7(議案第17号)及び日程第8(議案第18号)につきましては、関連がございますので、一括して審議をいたしまして、採決をいたします。

それでは、日程第5(議案第15号)「大和市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について」、日程第6(議案第16号)「大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」、日程第7(議案第17号)「大和市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」及び日程第8(議案第18号)「大和市教育委員会委員長およびその職務代理者の選任規則を廃止する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。齋藤教育総務課長。

○齋 藤 改正の理由は、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改
教育総務 正に伴うものでございます。

課 長 まず、議案第15号でございます。

改正内容は、委員長職の廃止に伴い、規則の中で「委員長」とあるところを「教育長」に改正するもののほか、「いずれか」などの文言の整理を行うものでございます。

次に、議案第16号です。

これは現在、法律改正に伴い廃止される委員長職と委員長職務代理者の公印が合計で三つあるのですが、それを廃止するものでございます。併せて、その他必要な修正や文言の整理を行います。

次に、議案第17号でございます。

これもこれまでと同様に条ずれや委員長を教育長に改めるという改正になっております。

次に、議案第18号でございますが、これにつきましては、大和市教育委員会委員長およびその職務代理者の選任規則を全部廃止するという内容になっております。

以上、いずれも施行日は平成27年4月1日で、これまでのものと同様に、現教育長の任期中は現在の規定が効力を有するという経過措置を設けているものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろしく願います。

○鈴 木 委 員 議案第16号の第5条で、委員会印、委員長印及び教育長印が永年となっていました。そのうち、委員長印が削除されたのですが、委員長印が押印されていた資料については、永年なのか10年なのか、どの程度保存するのか教えてください。

○齋 藤 教育総務課長 委員長印を押印した行政文書は、文書分類基本表というもので、種類によりそれぞれ保存年限を定めております。その保存年限に従い保存をして、廃棄をすることになります。

○鈴 木 委 員 定められた保存期間は保存するということですね。

○青 蔭 委員長 よろしいですか。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

ほかはないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第15号、議案第16号、議案第17号及び議案第18号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

- 青 蔭 委員長 異議なしということでございますので、議案第15号、議案第16号、議案第17号及び議案第18号は可決いたしました。
- 続きまして、日程第9(議案第19号)「大和市立学校通学区域規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
- 細部説明を求めます。犬塚学校教育課長。
- 犬 塚 学校教育課長 改正の内容としては、当規則の根拠法令を見直すものです。
- 現行では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条を根拠にしております。同条は、「教育委員会は法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる」となっています。規則の制定に関する根拠条文です。
- 改正案は、学校教育法施行令第5条です。この条文は、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が二校以上ある場合においては、就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならないという内容となっております。根拠法令としては、こちらのほうがより実態に近いということで、改正するものです。
- この規則の施行は平成27年4月1日となっております。
- よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。
- 石 川 委員 学校教育法施行令は、昭和28年施行となっておりますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は昭和31年施行となっており、学校教育法施行令の方が古いわけですね。
- 犬 塚 学校教育課長 何度も改正されていまして、学校教育法施行令は最新の改正が平成27年1月31日です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律については、最新の改正が平成26年9月20日です。

○石川 委員 改正については、そうなのですが。学校教育法施行令の方が実態に近いというのは、今お話をいただければ分かるのですが、要するに学校教育法施行令の方が古くからあるのに、なぜ今までずっとそのまま来ていたのかという疑問が生じます。そして、なぜ敢えて今、根拠規定を改正するのかをお話してください。

○犬塚 学校教育部長 日本全国を見ますと、実際に現在も両方使われています。そのまま変えなくても、特段問題はない部分です。しかし今回、法律改正に伴いほかの教育委員会規則も含めいろいろと見直した中で、やはりより実態に近いものに変えたほうが良いだろうと考えたものです。

○石川 委員 要するに、ここでいろいろなものを見直す中で、学校教育法施行令の方が実態に近いということで、こちらを変更したという解釈で良いですか。

○犬塚 学校教育部長 それに加えて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、根拠としていた第14条が第15条になるという条ずれも起きました。それも理由の一つです。

○石川 委員 分かりました。

○青蔭 委員長 よろしいでしょうか。

ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第19号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○青蔭 委員長 異議なしということでございますので、議案第19号は可決いたしました。

続きまして、日程第10(議案第20号)「大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。齋藤教育総務課長。

○齋藤 教育総務課長 こちらの改正理由は、やはり地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴うもので、それから、文言の整備をするものでございます。

まず、第1条、第2条のところは法律改正に伴う条ずれでございます。

そして、第4条の指導室の部分ですが、第12号として「児童・生徒指導に関すること」というものを新たに規定させていただきます。これは本来、指導室の当然の事務でございますが、規定をされておりましたので、この機会にこの文言を整備するものでございます。

施行日は平成27年4月1日としております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○青 蔭 細部説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。
委員長

○鈴 木 指導室に追加した文言について、児童・生徒指導に関することは今までも行ってきたけれども、これを追加することで、また職務内容が拡大してしまうのでしょうか。今、ただでさえ多忙極まる中で、またここにこういう内容を書いて、業務がさらに多くなるのか、お聞きしたいと思います。

○齋 藤 事務の内容が変わるといよりも、事務分掌としてきちんと位置づけるという改正でございます。

教育総務
課 長

○鈴 木 事務分掌を明らかにする意味で、今までの職務体系は変わらないということですね。

○石 川 実際に、この内容の事務は指導室でやっていたわけです。だから、それを文言として明確化したという捉え方でよいでしょうか。

現行規則における指導室の事務分掌の中で、児童・生徒指導に関することは、今までどれに該当すると扱っていたのかはよく分かりませんが、実際にやっていたことを文言として明確化したという解釈でいいですか。

○齋 藤 そのとおりでございます。

教育総務
課 長

○石 川 結構です。

委 員

○鈴 木 本件とは直接関係ないのですが、「指導室」という名称は、専用の部屋がある等、「課」ではない理由が何かあるのでしょうか。

委 員

○石 川 よその市では指導課というところもありますよね。

委員

○齋藤 今、石川委員がおっしゃったとおり、他市では指導課などという名称が
教育総務 既にごございますので、組織全体を見直す中で、機会を捉えて検討していき
課長 たいと考えております。

○青蔭 よろしいですか。

委員長 ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第20号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青蔭 異議なしということでございますので、議案第20号は可決いたしました。
委員長

続きまして、日程第11(議案第21号)「大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。齋藤教育総務課長。

○齋藤 改正理由についてですが、平成27年度から新しい3学期制に移行いた
教育総務 します。そのために、今回の規則の中で引用している「大和市立小学校及
課長 び中学校の管理運営に関する規則」では、既に秋季休業日という部分を削
つております。したがって、今回この規則でもその部分を削るという
改正になっております。第2条第3項の第7号がなくなるものです。

施行日は平成27年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○青蔭 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろしく願
委員長 います。

○鈴木 本件には直接関係ないのですが、服務に関する事で、職員は、休暇を
委員 どの程度取っているのでしょうか。

○坂本 職員全体での話をさせていただきますと、有給の年次休暇は、1年につ
教育部長 き20日と定められております。当該年度に取らなかった日数は、20日
を限度として翌年度に繰り越すことができます。本市では、勤続3年以上
の職員は大体繰り越しが20日となり、当該年度分と合わせ年次休暇が年

40日となります。取得日数は、平均でおよそ年10～11日ほどですから、毎年9～10日ぐらいは繰り越せずに消えている計算になります。

○鈴木 分かりました。

委員

○青蔭 篠田委員。

委員長

○篠田 確認ですが、先ほどのように条ずれだけの変更、改正でも議案として付議するのは、規則で定められているのでしかたがないのでしょうか。

○齋藤 規則の改正は、内容が軽微なものであってもすべて会議に付さなければならぬと規則で定められておりますので、全て付議をさせていただきます。急を要するというので専決する場合は別ですが、基本的には会議に付議することになっております。

○篠田 分かりました。ありがとうございます。

委員

○青蔭 よろしいでしょうか。

委員長 ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青蔭 異議なしということでございますので、議案第21号は可決いたしました。

委員長

ここで日程を変更し、議案を2件追加いたします。日程第12(報告第3号)「平成26年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について」を追加して議題とします。

細部説明を求めます。齋藤教育総務課長。

○齋藤 大和市立つきみ野中学校の女子ソフトボール部が、第25回関東中学生教育総務 選抜ソフトボール大会女子の部で第3位という成績を収められました。この大会が今年の3月14日・15日に開催されたために、既に行われた教育委員会表彰には間に合いませんでしたが、表彰は年度内で行うことになっておりますので、追加させていただきたいということでございます。既

に教育長が臨時に事務を代理しましたので、委員会で承認を求めるものでございます。

以上でございます。

○青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がありましたらよろしくお願いいいたします。

○柿 本 教育長 つきみ野中学校は、ご承知のとおり校舎及びグラウンドの改修を行っておりまして。秋には県大会で優勝しましたが、その後練習場所の確保が難しかった中での関東大会の結果ですから、心から祝福し表彰したいと思います。

○青 蔭 委員長 ほかに質疑はないようですので、終了させていただきます。
報告第3号について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 委員長 異議なしということで、報告第3号は承認をいたしました。
続きまして、もう1件追加する日程第13(報告第4号)ですが、議事運営上、その他の後に審議をすることにいたします。

◎その他

○青 蔭 委員長 それでは、その他に入ります。
各課で報告事項がございましたら、順次報告のほどよろしくお願いいいたします。

それでは、「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せについて」でございます。

齋藤教育総務課長。

○齋 藤 教育総務 課 長 先ほど議案第13号でご審議いただきました、教育長に対する事務委任等に関する規則の中の報告事項及び時期に関し、具体的な内容の申し合わせをさせていただきたいということで案を作成しております。

報告事項といたしましては、1番目「市立小中学校の児童生徒数及び学級数」から始まり、11番目「上記のほか、委員会の会議で報告を求めら

れた事項」として、11項目を考えております。この項目につきましては、既に協議会の中でご協議いただいております、皆様のご意見を反映したものと考えております。それぞれの報告時期についても、表に掲載しております。

同じく、同規則第4条第2項第1号、2号、4号で規定している事項についても、それぞれ報告時期を定めております。

以上の内容について、申し合わせをさせていただきたいものでございます。

以上でございます。

○青 蔭 説明が終わりました。質疑、ご意見等ございますか。
委員長 この文面のとおりでよろしいでしょうか。

(「結構です」の声)

○青 蔭 続きまして、「学校学力向上プランの策定について」でございます。
委員長 久津間指導室長。

○久津間 指導室長 まず、子どもたちを取り巻く環境の変化についてですが、ご承知のように、少子化や高齢化、急速なグローバル化など、子どもたちを取り巻く環境は激しく変化しております。また、インターネット等の普及に伴って子供たちの言語環境や語彙力に課題が見られるとともに、人間関係が表面的になるなどの傾向も表れています。

さらに、核家族化や雇用形態の多様化などにより、教育を含めた子育て支援に関するニーズが高まっています。本市の子どもたちについても、ゲームや携帯電話の利用時間が長く、放課後の学習時間が不足していることが明らかになっており、保護者においても、なかなか子どもたちの学習を見てあげることができないという状況が見られます。

このような環境の変化の中、きめ細やかな学習指導による学力保障や地域による学習支援が今後ますます必要になることが考えられます。

一方、全国学力・学習状況調査の結果分析等を行っていく中で、本市の子どもたちには「基礎的・基本的な知識や技能の習得」及び「自分の考えを発表したり書いたりするなどの表現する力」、また「家庭学習などの学習習慣の確立」などに大きな課題があることが明らかになっていきます。

今後学力向上を図るためには、これらの状況を踏まえていくことが求められ、各学校においては授業改善、さらに家庭や地域と連携する取り組みを一層進める必要があります。そのために、各校が学校学力向上プランを策定し、取り組みを計画的・体系的に推進していくこととします。

また、これらの取り組みの過程で得られた課題や支援のあり方などをまとめて、市の学力向上プランの策定につなげていきたいと考えております。

この学校学力向上プランで目指す「学力」は、学習指導要領に記載されている「確かな学力」を指しています。また、学校学力向上プランの策定は、平成24年に策定された大和市学校教育基本計画の中の基本目標1に掲げた「夢や目標に向かってたくましく生きる子ども」の育成に向けた、施策の方向1-2「確かな学力を身につける教育を進めます」に位置づくもので、これまで行っていたものにさらにこのプランを入れて、教育活動を積極的に進めるためのものです。

次に、「確かな学力」を身につけるための学校における具体的な視点についてです。

視点1は、「教室における学びの充実」です。各学校においては、学力・学習状況調査の結果の分析に基づいて、学力向上に向けた学校としての検証・改善サイクルを構築するとともに、わかる授業づくりを根本に据えた学習指導を進めていきます。そのためにプランには、1として「学校全体で行う計画的・系統的な実践」、2として「『わかる授業づくり』に向けた授業改善」の方策を示していただきたいと考えています。

視点2は、「つながりのある学びの推進」です。先に説明しました子どもたちを取り巻く環境変化から生まれる課題に対して、これまで以上に学校と家庭、地域が一体となって子どもの学びや育ちを支援することが求められているため、学校、家庭、地域の3者が一体となったつながりのある学びを創造していることが大切であると考えます。そのためプランとしては、1「集団での学び」、2「多様な体験や経験」、3「基本的な生活習慣の確立」に向けた具体策を示していただくこととなります。

学校学力向上プランの具体については、例を示し、それを基に作成して

いきたいと思っております。各学校においては、これまでの全国学力・学習状況調査の結果の分析及び地域や家庭の現状分析を基に、学校としての系統的な実践や学校全体として取り組む具体的な方策をプランに盛り込んでいただきたいと思います。来年度は、この学校学力向上プランを進めながら策定していく年にしていきたいと考えています。

具体的には、各校がこれまでの全国学力・学習状況調査の結果分析を基にしたプランを6月までに作成していきます。その後、来年度の全国学力・学習状況調査の結果が8月頃に示されますので、学校ではその結果分析等を行います。それらを加味して、再度プランの修正を行っていくことを予定しています。このプランの策定によって、子どもたちの学力に関する課題が、学校だけでなく地域や家庭と共有され、それぞれの立場からアプローチが生まれていくことを期待しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○青 蔭 委員長 ただいまご説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

○鈴 木 委員 これは、学力向上に向けての非常に良い事業だと思います。どのように市民に周知していくのでしょうか。

○久津間 指導室長 学校学力向上プランについては、各学校のホームページ上に掲載することを考えております。

○鈴 木 委員 ただ掲載するだけではなく、そのPRも重要だと思います。新たにこのようなプランをまとめたので、ぜひ市民の皆さんや保護者の皆さんにもご覧いただきたいということで、しっかりと周知をしてほしいと思います。

○石 川 委員 私も、今まで大和市でこのようなものが作成されていなかった現状から考えると、プランを作るのはとても大事で、良いことだと思います。しかし、以前協議会でもお話ししましたが、文章からあまり危機感が感じ取れないので、それをどのように表現していくかも重要だと思います。

これは余談ですが、最近ポストに入ってきたパンフレットで、学力調査の結果などを引用し、大和市の教育にかかわる部分を批判しているものがありました。市民がそういうものを見れば、大和の教育はどうなっているのかと疑念を持つことにもつながります。そういう意味で、やはりせつか

く取り組むのであるから、数字で見える成果を上げる必要があると思います。成果とはいろいろな見方があって、数字だけで云々というのは問題があるかもしれませんが、見える部分で成果を上げなければいけないこともあるだろうと思います。

そのために教育委員会としても、背水の陣でこのようなプランを打ち出していくということから考えると、最終的な評価もしていけないといけません。そのときに、学校からプランを出してもらった、それだけでこの事業が良かったなどと思うのではなく、子どもたちが将来自立し、生きていくことに寄与したかという長期的な視点でもって評価していかなければなりません。

この事業を成功させるためには、モチベーションを高める必要があります。子どもたちが今、学力をきちんとつけていかないと将来、自立してしっかりと生きていくことができない、ここで学校、そして大和市は何かやらなければいけないという、いわゆる危機感のような気持ちを表すべきだと思います。もちろんこの文章に盛り込むかどうかは別問題として、例えば教育長が校長たちに直接伝えるなど、少なくとも校長たちがモチベーションを高くしてもらわないと困りますので、そのような何らかの方策を取っていく必要があると思います。

それと、どう評価していくのかというところまでこの中に入れ込まないといけない気もしていますが、これは意見です。

○柿本 教育長 おっしゃるとおり、学力は今、喫緊の最大の課題であると認識をしております。

大和市では「確かな学力」をテーマに取り組んでおります。この確かな学力を本当に子どもたちが身につけているか否かについては、あまり数字だけにこだわるところではありませんが、石川委員がおっしゃるように、教育委員会事務局としても、見える部分まで含め待ったなしで成果を求めていかなければならないと考えております。

さまざまな学校事情、地域事情、子どもたちの実態等を踏まえ、まずは学校が主体となり、授業改善に取り組むとともに、家庭や地域と連携しながら子どもたちの学力を育てていくための、具体的な実践プランを作成し

てもらおうための事業でございます。

また、現場の職員のモチベーションについてですが、私どもから「こういうプランを作るように」と働きかけるだけでは足りないと考えております。各学校に指導主事等と一緒に入り、担当の教員を中心に現場への働きかけを具体的に行う中で、より実践的な、効果のあるプランの作成を目指したいと思っております。

得てして計画倒れに終わりやすい側面もある中で、一つ一つの学校に私ども事務局も寄り添いながら作っていきたいと考えております。

以上でございます。

○篠田 委員 指導室で学校がプランを作りやすいように示した作成の手順が、とても分かりやすいと思えました。このプランは学校全体としての大きな役割を果たすもので、すなわち学力だけでなく、学校生活における子どもたちの教育全体につながっていくものでもあると思います。最初に作成する際の説明が重要になってくると思います。

○青蔭 委員長 久津間指導室長、委員の方々のご意見を踏まえ、プランを作ること自体が目的にならないように、各学校の特色を生かして学力向上に努めるようお願いいたします。教育長並びに我々も啓発を続けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○石川 委員 各校によって学校事情が全く違い、家庭やその他の事情によっても子どもたちの状況が大きく異なることは、十分分かります。しかし少なくとも、中学校を卒業するときには基礎的な学力が身につけているようにしてあげないといけないと思うのです。ですから、そのためにできることを具体的にしっかりとやっていただくよう、ぜひお願いしたいと思っております。

○柿本 教育長 例えば学習ノートの取り方に着目し、学校中で指導するといった取り組みにより、明らかに学力が上がっているという学校も実際にあります。

このように、各校においては子どもたちと、これで学力を上げていく努力をするのだという柱のようなものを、具体的に決めていってほしいというふうに思います。

また教育委員会としては、ICT機器や学校図書館を充実させるなど、いろいろな施策を打ってきました。それらも活用しながら、各学校での具

体的な取り組みを作ってほしいと思っています。

プラン作成に際しては、統括する教育委員会事務局もその手腕が問われることになると思いますが、まずは学校が主体的に取り組めるよう、働きかけていきたいと思っています。

○石川委員 やはり学校に作成してもらうのですから、その成果についての評価を示していただくことは大事だと思います。

○柿本教育長 補足します。この学力向上プランの検討に際しては、校長も含めた学力向上プロジェクト委員会を立ち上げて進めてまいりました。その中でも今、石川委員からお話があった、評価の指標をどうするのが、課題として出てきております。その点についても、また各学校から出てきたプランについても、教育委員の皆様からご意見いただきながら進めていきたいと考えております。

○青蔭委員 ありがとうございます。

委員長 他によろしいでしょうか。

続きまして、「平成26年度指導室学校訪問の実施報告について」でございます。

久津間指導室長。

○久津間指導室長 はじめに、指導室の学校訪問の概要を説明させていただきます。

学校訪問とは、指導室職員が学校を訪問して、教育課程や学習指導、教育に関する専門的な事項について指導、助言を行うもので、4種類あります。

一つ目は計画訪問です。計画に基づき、5月の連休明けから大体夏季休業前までの間に、市内全小中学校を訪問します。内容としては指導室から学校へ働きかけるもので、協議会、授業参観、個別指導等を行います。

26年度につきましては、学力向上プラン策定、学期制プロジェクト、いじめ防止基本方針策定、小学校教科用図書採択と、指導室の大きな事業が重なりました。そのため、例年行ってきた授業参観と個別指導が計画訪問では実施できず、協議会のみを行いました。なお、平成27年度については、これまでどおり授業参観と個別指導を行っていく予定です。

協議会は、年度ごとにテーマを決めて学校側代表と指導室代表が話し合

い、協議を行うものです。平成26年度は学力向上及びいじめ不登校対策をテーマとして協議を行いました。

次に、各学校の要請に基づき訪問する要請訪問というものがございます。これは、校内研究に関する授業実践についての指導、助言が中心となります。時期的には秋以降が中心で、研究委託校は年間3回まで、それ以外の学校は原則1回実施となっております。

3番目に初任者訪問指導があります。これは初任者が5か月程度経験したところから訪問しており、教科の授業実践等を中心に指導、助言を行います。

最後に、相談訪問があります。これは児童生徒の諸問題について、各学校の必要に応じて随時指導主事が訪問し、指導、助言を行うものです。

今年度の計画訪問、要請訪問は、合計で90回行いました。今年度は計画訪問での授業参観が実施できなかったため、前年より回数は減っておりますが、来年度はまた回数の増加が見込まれます。また、若手教員が増えており、各学校ではそれぞれの育成を目的とした授業研究が盛んでした。さらに、昨年は研究委託校の発表が大変多く実施され、とても良いことだと思っております。発表に向けた指導案検討や、事前の指導、助言などに指導主事が出向く機会が多くありました。

教科で見ますと、国語が22回、算数・数学が19回と多く、研究の対象教科を国語や算数に絞って、思考力、判断力、表現力の向上を目指す学校が増えている傾向が見られました。

また、昨年同様、言語活動の充実をテーマに選ぶ学校が非常に多く、認め合いや学び合いなどをキーワードにした授業づくりに取り組む学校が多数ありました。子ども同士の話し合いを大切にした授業が増え、個での学びとグループや全体での学びの場を適切に設ける授業が多く見られるようになり、良い傾向であると思っております。

以上が学校訪問の実施状況です。

○青 蔭 　　ただいまご報告が終わりました。質疑はございますでしょうか。

委員長

○柿 本 　　今年度の反省として、指導室でさまざまな事業が重なったことから、残

教育長 念ながら指導主事が現場へ出向く機会が少なくなっていました。一方、各学校では授業づくりに力を注いでくれています。

来年度につきましては、極力指導主事を現場に派遣して、授業づくりや若手教員の育成を支援し、学力向上にもつなげていきたいと思っております。

○石川 委員 学校訪問は、学校としては非常にありがたいと思いますので、ぜひ学校に出向いてほしいと思います。しかし一方で、本当に指導主事たちは多忙そうで、これ以上仕事が過酷になるのは良くないと思います。

ですから、業務の中身をできるだけ精査するようにしないと、いわゆる過重労働の状態が続いてしまいます。その辺をぜひ教育長に配慮していただき、学校に出向くことは大事だけれども、その時間を確保するために、ほかの業務を精査するというを行っていただければと思います。学校を支援するためには、まず指導主事たちが元気でなければと思いますので、ぜひお願いします。

○柿本 教育長 分かりました。

○青蔭 委員長 お願いしたいと存じます。ほかの委員の方もよろしいですか。

続きまして、「平成27年度県費負担教職員の研修計画について」でございます。

はじめに、久津間指導室長。

○久津間 指導室長 初めに、指導室担当の研修計画について、来年度大きく変わる点に絞って説明をさせていただきます。

まず学力向上担当者会ですが、こちらは来年度新しく設けるものです。

先ほどお話ししましたように、来年度1年間かけて学校学力向上プランを策定していきます。それに伴い、4月に各学校の学力向上担当者が集まり、プラン作成について指導主事から説明するものです。この説明の後、要請があれば学校を訪問し、指導等をしていきたいと思っております。

次に、議案にも出てまいりました、いじめ問題対策連絡協議会です。こちらも来年度から新たに始まります。児童支援中核教諭や中学校の生徒指

導担当者が対象で、児童生徒に関するいじめや不登校を中心とした諸問題の対応について、情報提供や協議を行っていく会議です。年2回の開催を予定しております。

次に、指導室所管の各種研究発表会です。教育課題研究推進校としまして、上和田中学校が3年目、文ヶ岡小学校が2年目の研究発表を行う予定です。

フォーラムについては、来年度も二つ考えております。

一つ目、「いじめ不登校を考えるフォーラム・教育フォーラム」は、1月30日に行う予定です。

二つ目は「読書フェスティバル」です。来年度は“フォーラム”から“フェスティバル”に改称し、会場も図書館が併設されている渋谷学習センターに変更します。例年行っている子ども読書感想文コンクールの表彰式に加え、図書館と連携しながらさまざまな催しを企画します。体験ブースやステージ講演などを通じ、学校及び図書館での読書活動推進の様子を広く市民に伝えていきたいと考えています。学校図書館司書を中心とした各校での取り組み等も発信していけたらと思っております。

指導室からは以上です。

○青 蔭 続きますして、深谷教育研究所長。

委員長

○深 谷 教育研究所の研修は、「学び続ける教職員」という目標のもと、教職員としての力量を高めるための講座です。毎年夏季休業中を中心に計画し、基本的には本人の希望参加で、一部経験年数別に推奨としているものがあります。全体として14講座で、人格的資質向上の分野で3講座、課題解決力向上の分野で4講座、授業力向上の分野で7講座を準備しています。うち4講座は市民、保護者にも公開しているものでございます。

所 長

以上の中から3点絞ってご報告をいたします。

1点目、今年度は小中学校にタブレット型コンピュータを整備しました。来年度は、その授業活用の推進に向けてさまざまな支援を行うことを課題として、集合研修、訪問研修を考えております。

【ICT活用】タブレット型コンピュータの効果的な活用法の講座がそ

の一つです。講師は、総務省と文部科学省の共同事業で一人1台タブレット活用の実証研究に先行で取り組んだ、横浜国立大学教育人間科学部附属横浜中学校の研究主任の先生にお願いしております。学校のPC教室を会場に、実際にタブレットを使いながら、授業づくりの豊富な実践例をご紹介いただく予定です。

2点目は、来年度内容を工夫した授業力向上講座です。校長会のご協力をいただき、講師の模範授業と講義をセットにした講座、また、講師から事前に指導を受けた教員の提案授業と講師の講義をセットにした講座を計画しています。

音楽、道徳の講座がそれに当たります。音楽はこれまで参加が少なかった中学校教員にも魅力を感じてもらえるよう、中学校のークラスを借りて講師の模範授業を行い、その後、講義を組み合わせています。講師は深見小学校、光丘中学校出身の、現役で活躍中の作曲家です。中学校では合唱祭や文化祭でのクラス合唱の取り組みが学級経営の柱になっていることもあり、特に若い教員の参考になるものと期待して準備しております。

3点目、毎年恒例の教育研究所発表会、講演会も計画しています。8月19日に行う調査研究部会の発表の後、JAXAの的川名誉教授の講演を予定しております。宇宙の壮大なスケールで、子どもの興味や意欲を広げる育ちについてお話をいただく予定です。

以上でご説明を終わります。

○青 蔭 委員長 ただいま報告が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらよろしく
委員長 お願いいたします。

多くの研修が用意されておりますので、頑張っていたきたいと思えますが、ご意見等ございますか。

○鈴 木 委員 その他の研修の中で、学校ホームページの研修講座があります。大和市の学校ホームページは、他市より少し遅れているように思うので、充実を図っていただきたいと思っております。この講座にぜひ、皆さん参加していただきたいと思えます。

○青 蔭 委員長 他によろしいでしょうか。
委員長 続きまして、「第15回成人式大賞2015」受賞についてでございま

す。

村澤こども・青少年課長。

- 村澤こども・青少年課長 昨年に引き続き賞をいただきましたので、報告させていただきます。
主催は、新成人式研究会という任意団体です。毎年全国から公募して、より有意義で創造性のあふれる成人式を選定し顕彰しているものです。
昨年度初めて申請し、成人式奨励賞を受賞しましたが、今年はその一つ上の優秀賞をいただきました。明日の表彰式で講評が出るため、今日は受賞理由についてお話しできないのですが、まずは受賞のご報告をさせていただきます。

- 青蔭委員長 良かったです。明日の表彰式は、どなたが参加するのですか。

- 村澤こども・青少年課長 実行委員会のメンバー5人と、こども・青少年課の担当者が参ります。

- 青蔭委員長 よろしくお願ひします。
委員の方、ご意見ございませんか。
事務局よりほかに何かございますか。
沼尻青少年相談室長。

- 沼尻青少年相談室長 「いじめ相談 電話窓口」と「いじめ相談話してeメール」というメール相談についてご報告させていただきます。

川崎の事件を受けて開かれた教育委員会協議会の中で、青少年相談室のいじめ110番フリーダイヤルを、この機会にもう一度児童生徒たちへしっかりと発信していくことを確認しましたので、それを受けてリーフレットを作成しました。

いじめ相談電話窓口のリーフレットは、3月10日、市内の公立小中学校の児童生徒全員に配布しております。その後、3件相談がありました。うち1件は、学校名と名前を聞くことができたので、適切に対応しております。

いじめ相談話してeメールについても、同協議会の中で新規実施を提案

しご了承いただいたもので、4月1日から始めることになりました。ビジュアル版大和の教育にもQRコードとともに掲載し、周知していきたいと思いをします。

なお、相談メールにつきましては、対象を小学校1年生から高校3年生までとしております。そのため、市内の公立小中学校だけではなく、私立学校や県立高校にも周知していきたいと考えております。

以上です。

○青 蔭 何かご質問ございますか。

委員長

○鈴 木 QRコードが載っていて非常に良いと思います。A4サイズだけでなく、カード形式の物を作って、相談員等いろいろな方が随時渡せるようにするのも良いと思います。

委員

○沼 尻 そのような形の物も検討していきたいと考えております。

青少年

相談室長

○青 蔭 よろしくお願ひします。

委員長

ほかに委員の方から何かございますか。

○鈴 木 最後に一つ希望です。

委員

入学式の時、社会福祉協議会から新小学1年生に、防犯ブザーが贈られます。その実際の使い方、どんな音がするのかといったことを、ぜひ学校から新入生に教えてあげてほしいと思います。

○青 蔭 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

委員長

特にないようでございますので、4月の会議日程をお知らせいたします。

4月定例会は、4月23日木曜日午前10時からを予定しております。

続いて、先ほど日程変更いたしました日程第13（報告第4号）でございますが、非公開とすべき人事案件でございますので、審議を非公開といたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○青 蔭 異議なしということでございますので、日程第13（報告第4号）は非

委員長 公開いたします。

(非公開の審議)

◎閉 会

○青 蔭 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員長 これにて教育委員会 3 月定例会を閉会いたします。

閉会 午前 11 時 15 分